

制度情報－2025年2月の法令から－
北京市大地律師事務所
(北京市大地律師事務所 日本部監修)

I. 重要な法令のポイント解説

民間航空法（改正草案）意見募集稿
(発令元) 中国全国人民代表大会常務委員会
(公布日) 2025年2月25日

1. 主なポイント

- (1) 中国国内企業又は非法人組織の民間航空機に対する国籍登記監督管理要求を緩和し、現行の中国国内企業等の民間航空機が中国国籍登録を「すべき」とする条項を「してもよい」に変更するとともに、中国国内に住所を有する中国公民が保有する民間航空機を登録主体に追加した。（第13条）
- (2) 改正草案では無人機、低空飛行器に対する管理規定が新たに追加され、低空飛行の安全に対する監督管理要求を強化した。例えば、民間空港に無人機探知・対抗設備を配備し、管制空域と電磁環境の保護エリアを明確にするよう求めた。
(第61条)
- (3) 空域管理原則を再構築し、改正草案には「低空経済の発展需要及び公衆の利益に配慮しなければならない」という表現を追加し、低空経済産業の発展に法的保障を提供した。これはドローン、低空運轉等の低空経済産業が今後発展する重点産業の一つになることを意味する。（第74条）
- (4) 改正草案にジェネラル・アビエーションの章を新たに追加し、ジェネラル・アビエーションの発展に対する支援措置を増設した。例えば、ジェネラル・アビエーション企業の定期的な輸送業務への従事を許可する。承認プロセスを簡素化し、従来の「経営許可証」と「運行合格証」を、「運営許可証」に置き換える。
(第69条から第72条まで)
- (5) 改正草案は航空会社と旅客の間の権利と義務を細分化し、航空会社の責任範囲を軽減する。例えば、旅客の持ち物損失後の帰属原則が、航空会社の「非過失原則」から「過失原則」に変わったことにより、機内で旅客の持ち物に損壊が発生した場合、航空会社はその過失の範囲内で責任を負う。（第129条）

2. 今後の留意点

本改正案は外資系企業の中国航空市場への参入ハードルを下げ、外資系企業が航空輸送、空港運営、航空分野における製造等に、より多く参加できることに繋がるが、コンプライアンス運営の確保や違反による処罰の回避に留意することも必要となる。中国企業との合弁、技術提携等により低空経済、ジェネラル・アビエーション市場の開発を検討する上で、自社の知的財産権を保護し、技術漏洩や権利侵害紛争を回避する必要がある。（全文計255条）

食品安全法（改正案）意見募集稿

（発令元）国家市場監督管理総局

（公布日）2025 年 2 月 17 日

1. 主なポイント

- (1) 重点液体類食品輸送許可制度を新たに追加し、重点液体類食品のバルク輸送に対して許可管理を実施する。企業は専用の輸送手段、容器、専門家及び管理制度を備え、輸送許可証明を取得する必要がある。例えば、タンクローリーが食用油を輸送するにはその輸送にのみ使用する専用タンク車が必要であるとともに、運転手と企業は資質審査に合格する必要がある。（第 1 条）
- (2) 現行法第 132 条を改正し、無免許輸送と未規範輸送の法的責任を強化する。例えば、重点液体類食品バルク輸送許可を取得せずに重点液体類食品バルク輸送に従事した場合、最高 50 万元の罰金を科し、違法所得を没収する。仕様通りに輸送されていない場合（タンクを洗浄していない場合等）、初めての違反で警告され、是正を拒否した場合、1 万元から 5 万元の罰金を科すことができ、情状が深刻な場合は罰金 5 万元から 50 万元を科し、許可証を取り消すことができる。（第 2 条）

2. 今後の留意点

本改正草案は重点業態類食品輸送に従事する企業に対するコンプライアンス要求を一層引き上げており、企業は資金投入により輸送設備（専用タンク車等）の新たな手配、及び従業員の訓練や輸送管理制度を完備する必要があるため、短期的な運営コストがアップする可能性がある。

重点液体類食品目録は今後国務院が制定することになるが、各日系企業は今後発表される具体的な品目を注視し、輸送規定に合致させる必要がある。バルク輸送許可申請と監督管理は市場監督管理や交通等複数の部門に及ぶため、企業は各手続き及び材料面のコンプライアンス（例えば車両資格、従事者の健康証明）を確保する必要がある。また、物流会社に輸送を委託する場合、提携先が相応の許可証を備えているかどうか留意し、連帯責任による処罰を受けないよう注意しなければならない。

（全文計 2 条）

商務部・国家発展改革委員会の『2025年外資安定行動方案』

に関する国務院弁公庁による通知

(発令元) 国務院弁公庁

(法令番号) 国弁函[2025]16号

(公布日) 2025年2月19日

1. 主なポイント

- (1) 本通知は、電気通信、医療、教育等の分野における外資に対する開放試行地点を拡大し、試行地区が付加価値電信網（VAN）、バイオテクノロジー、外商独資病院分野の開放試行地点における適切な実施を支持し、条件に合致する外資企業によるバイオ製品の段階的生産試行への参与を支持するもので、各日系企業は今後これらの分野の具体的な参入条件とプロセスに注目する必要がある。（第1条、第4条）
- (2) 製造業分野の外資参入制限要求を全面的に撤廃する。（第2条）
- (3) 外資投資の利便化措置を最適化し、外資のA株上場企業への戦略的投資を奨励・許可し、クロスボーダー株式交換、及び合併・買収のプロセスを簡素化する。中国国内での外資利潤再投資が政策支援を受けられることができると同時に、投資性会社の国内貸付使用制限を撤廃する。（第5条、第7条、第9条、第11条）
- (4) 新修正版『外商投資奨励産業目録』を公布し、外商投資奨励産業の範囲を、先進製造業、現代サービス業、ハイテク技術、省エネ・環境保護等の分野等に拡大する。（第8条）
- (5) 中国政府が自国製品を調達する統一基準を確立し、国有企業、民営企業、外資企業が中国国内で生産する製品について、政府調達活動への平等な参与を制度的に保障する。（第17条）
- (6) 一方的ビザ免除国の範囲を拡大し、各種ビジネスビザの利便化措置を最適化し、クロスボーダー人員流動を促進する。各企業は政策の変化を随時把握しつつ、出張スケジュール等を調整する必要がある。（第19条）

2. 今後の留意点

当該行動方案の実施後は、中国における外資企業の資本運営、産業統合により有利な条件が提供され、医療、教育、金融等サービス業の外資参入ハードルが下がるため、高付加価値分野（例えばハイエンド医療、職業訓練等）への参入を考慮することができる。

各日系企業は中国各地の投資ルールや政策を正しく理解し、これらの投資利便性や優遇措置を十分に活用しつつ、中国における事業規模拡大と市場競争力の向上を進める必要がある。また、現地特有の投資政策を理解していないことにより投資コスト増加を招いたり、投資チャンスを逃すことを回避しなければならない。加えてデータ安全性、環境保護、労働基準等の面で国際標準を踏まえ、コンプライアンス面の問題が引き起こす障害を回避する必要がある。（全文計20条）

**行政違法行為が初回の場合の不処罰、軽微な場合の処罰免除リスト（一）
の印刷・公布に関する市場監督管理総局の通知**

（発令元）国家市場監督管理総局

（法令番号）国市監査（2025）10号

（公布日）2025年2月7日

1. 主なポイント

(1) 食品販売において初回の行政違法行為では処罰されない行為として、①食品経営許可を取得せずにバルク（量り売り）食品の販売経営に従事する（調理済み食品のバルク販売を除く）、②食品経営許可証の有効期限満了後、更新していない、③賞味期限切れの食品や食品添加物等を取り扱う、等を含む8種類の行為を詳細に列挙した。『初回違反における不処罰リスト』には、上記の各行為に対し、それぞれに対応する適用条件を列挙しており、その行為に対応するこれらすべての条件を同時に満たして初めて不処罰とされるという点に留意しなければならない。

（『初回違反における不処罰リスト』）

(2) 以下の4種類の軽微行政違法行為において、処罰免除となる食品安全違法行為を詳細に列挙した。例えば、①基準に合わない食用農産物の取り扱い、②賞味期限を超えた食品、食品添加物の取り扱い、③国の規定を満たしていない食品ラベル、④特殊食品と一般食品若しくは薬品を区別をせずに販売する。これら4種類の行為における処罰免除には、①仕入れ先を事実通り説明できる、②直ちに自ら是正する、若しくは是正期間中に自社で是正を命じる、という共通する2条件がある。

（『軽微行政違法行為における処罰免除リスト』）

(3) 企業は処罰を免除されてから、後続で以下について留意が必要となる可能性がある。①法に基づき消費者の損失を賠償する。②法に基づきリコール義務を履行し、違法製品に対して無害化、廃棄等により、再び市場に流入しないよう措置を講じる。市場監督管理部門はこれらに対し相応の監督管理を行う。（『通知』第3条）

2. 今後の注意点

これら2つの「リスト」は、食品生産販売のビジネス環境を改善することを目的としているが、不処罰や処罰免除、処罰軽減を得るには、企業が法遵守精神を備えることが重要であり、それにより「違法コスト」の低減も実現することができる。

食品安全分野で、上記12種類だけが不処罰や処罰免除可能な違法行為というわけではない。各地の市場監督管理部門は現地の実情に合わせて本リストを拡充することができ、同時に不処罰や処罰免除の条件も適宜緩和される可能性がある。各日系企業は、現地の市場監督当局が公表した不処罰や処罰免除および処罰軽減リストに随時留意し、正しい適用について知る必要がある。（全文計5条）

経営主体登記ファイル管理弁法

(発令元) 国家市場監督管理総局、国家公文書局

(法令番号) 国家市場監督管理総局、国家公文書局令第 96 号

(公布日) 2025 年 2 月 10 日

(施行日) 2025 年 3 月 20 日

1. 主なポイント

- (1) 本弁法の適用範囲を規定し、中国で登記・登録されている場合、内資企業、外資企業を問わず、登記ファイルを統一的に管理しなければならないとした。登記ファイルの範囲には、会社登録資料、変更記録、登記機関作成の監査ファイル、持分情報、裁判所の協力通知書等が含まれる。(第 4 条、5 条)
- (2) 企業等の主体登録ファイルの保存期限について、企業の存続期間中はファイルを保存し続け、企業が抹消した後、抹消の日から 20 年間ファイルを保存すること、また、保存期限に達してから、ファイルを破棄若しくは移管して永久保存するかについて評価するとした。(第 9 条)
- (3) 本弁法では、電子ファイルは紙版ファイルと同様に有効であることを規定し、デジタル化によるファイル管理を奨励している。例えばネット上で提出された資料は直接電子ファイルとして保存し、紙版を提出する必要はないとした。(第 12 条、第 13 条)
- (4) 本弁法では、企業の地域を跨ぐ移転時について、二重に申請する必要はないことを規定した。転入先で申請するだけでよく、転出前の場所では定率的に阻止してはならず、転入先がオンラインでファイルを調整できるのであれば、移転期間中も直接業務を行うことができるとした。(第 14 条、第 17 条)
- (5) 本弁法は、どのような人員及び企業、若しくは組織が、登記ファイルを照会することができるか、またその範囲及びファイル照会時に準備する必要がある資料について詳細に規定し、ファイル照会基準を統一した。ファイルの調査は実名で行うが、個人情報(身分証番号等)は匿名化処理が可能であることに注意する必要がある。(第 20 条、第 21 条)

2. 今後の留意点

本管理弁法の実施後は、外資企業が別の地域で経営する場合のプロセスがより簡素化され、資料を繰り返し提出する必要がなくなり、時間とコストを削減できる。但し、移行する前に移行先で必要となる資料(身分証明書、変更ファイル等)を確認し、資料の不足により進捗が滞ることのないよう気を配る必要がある。

外資系企業及び株主の個人情報に関わる場合、必須でなければ匿名化又はコード方式処理を採用し、情報漏洩を回避することができる。また地域によってファイル管理の政策に一部差異がある可能性があるため、事前に現地登記機関やファイル管理機関の調査や確認を行うことが望ましい。(全文計 31 条)

**農村改革の更なる深化と農村全面振興の着実な推進
に関する中国共産党中央・国務院による意見**

(発令元) 中国共産党中央、国務院

(公布日) 2025年2月23日

1. 主なポイント

- (1) 本意見では、農村改革を深化させ、土地の移転と大規模化経営を推進し、農業科学技術革新等を利用して農業生産効率を高め、スマート農業を発展させることに言及した。例えば、農業機器設備の質の高い発展に対する政策支援を拡大し、農業分野で人工知能（AI）、データ、低空技術等の応用を拡大する。（第1条、第4条）
- (2) 農村の特色ある産業発展面において、例えば、グリーン発展、特色ある農産物栽培と農業産業品加工業のモデルチェンジ及びレベルアップを奨励し、農村文化と観光分野を結合し、文化産業を発展させることを示した。外資企業は、現代化農産物加工工場の建設や、ハイエンド農村観光プロジェクトの発展等を考慮することができる。（第13条）
- (3) 農家が合法的に所有する住宅を賃貸、出資、提携等の方式で活性化・利用することを奨励・許可する。但し、都市部住民が農村部で住宅を購入し、宅地を購入することは許可されず、退職幹部が農村敷地内に住宅を建設することはできないということにも留意する必要がある。（第20条）
- (4) 政策面から都市資本、技術、人材の農村への移動を奨励し、郷・鎮・農村における特色ある産業経済を発展させる。（第27条、第28条）

2. 今後の留意点

本意見は企業が農業現代化、農村インフラ建設、農村産業の発展に参加することを奨励しており、外資企業に新たな投資機会と市場空間を提供した。外資企業は先進技術と管理経験を利用し、産業開発への参与、業務分野の開拓を進めることが出来るが、例えば土地移転政策、環境保護基準等の現地の政策法規に従う必要があるため、投資経営活動が合法的かつコンプライアンスに準拠していることを確認し、現地の農村における現地の文化慣習、及び社会的要素を考慮し、文化的衝突を回避することにも留意しなければならない。（全文計30条）

基準の制定及び監督業務実施の強化に関する

市場監督管理総局等部門による指導意見

(発令元) 国家市場監督管理総局

(公布日) 2025年2月18日

1. 主なポイント

- (1) 国家基準の制定について全過程を規制し、重複や範囲を超えた制定を防ぎ、特に強制的基準の制定の必要性を強化した。例えば、強制基準については、健康、安全、環境保護分野、及び経済社会管理の基本的な必要範囲内に制限する。また、基準制定の過程において、規定に反する料金徴収（ランキングや参加費用名義で料金を徴収する等）を禁止し、利益移転を防止する。（第1条）
- (2) 業界基準制定の全過程に対する監督を強化し、利益移転及び機会を利用した不正競争優位性を貪る行為を防止し、法に基づき外資企業が平等に団体基準の制定に参加する権利を保障する。（第2条、第4条）
- (3) 地方基準の制定における権限と範囲を厳格に限定する。例えば、範囲を超えた地方基準の制定、地方基準の技術的要求が強制基準を下回る等の状況を調査・整備する。（第3条）
- (4) 推奨性基準の普及を規範化し、基準を利用した市場公平競争妨害行為（商品の流通制限等）等を厳しく調査し、全国統一大市場の構築を推進する。今後、企業の執行基準が公開されていない、また自社声明の公開が規範化されていない等の状況に対する検査や、企業の製品、サービスがその執行基準に合致しない等の状況に対する監督管理を強化する。（第6条、7条）
- (5) 基準の制定と実施に対する監督業務を強化し、国务院及び地方基準化行政主管部门以外にも、社会公衆、企業、業界協会等が基準制定と実施状況に対し監督を行うことを奨励する。（第14条から第17条）

2. 今後の留意点

同意見の実施後、各現地日系企業は公開ルート（例えば全国基準情報プラットフォーム）を利用した、技術方向性に影響を与える基準の意見募集への参加を考慮することができる。コンプライアンスリスクに留意し、強制基準を厳格に満たすようにし、製品が基準を満たさず調査や処分を受ける事態を回避し、団体基準の制定に参加する際には、基準による独占の実施や、競争行為を制限することを避けなければならない。現地の各種基準制定に適宜注目し、基準のアップグレード要求に積極的に適応することにより、市場を開拓し、市場競争力を高めることを目指すことができる。

(全文計 17 条)

II. 法令運用上のケーススタディ解説

1. 事件の概要

2016年7月、C氏はA社に入社し、A社と連続して2度の固定期間労働契約を締結した。2度目の労働契約の期限は2020年7月31日までであった。

2020年6月10日、A社はC氏を含む従業員に労働契約の更新を通知した。2020年6月12日、C氏は某プラットフォーム上に、A社が規定通りに予防用のマスクを配っていないことへの不満を実名で書き込んだ。同日、A社はC氏に労働契約の満期終了を通知し、退職手続きと業務引き継ぎを行った。

その後、C氏はA社に対し、無固定期間労働契約の締結を何度も要求したが、2020年7月、A社はC氏に対し、双方は2020年7月31日に労働契約を終了するとともに、労働契約終了に伴う経済補償金を振込方式でC氏に支払うことを通知した。C氏は2020年7月31日までA社で勤務した。

その後、C氏は労働人事紛争仲裁委員会に仲裁を申し立て、A社に対し、法に従い2020年8月1日からの無固定期間労働契約を締結するよう要求したが、労働人事紛争仲裁委員会はC氏の仲裁請求を棄却した。C氏はこれを不服とし、人民裁判所に訴えた。

2. 紛争の焦点

従業員C氏は、無固定期間労働契約を締結するかどうかに関する一方的選択権を有するか。

3. 弁護士分析

『労働契約法』第14条第2項は、雇用主と労働者が協議により合意した場合、無固定期間労働契約を締結することができる」と規定している。また、以下に掲げる事由のうち一つがあり、労働者が労働契約の更新又は締結を提起し、又はこれに同意する場合には、労働者が固定期間労働契約の締結を提起する場合を除き、無固定期間労働契約を締結しなければならないとしている。

…(3) 2度の固定期間労働契約を連続して締結し、且つ労働者に第39条並びに第40条第(1)号及び第(2)号所定の事由のない場合において、労働契約を更新する場合。

上記の規定によれば、労働者に『労働契約法』第39条に規定する過失的解雇事由が存在せず、且つ第40条第(1)号に規定する「病気若しくは業務外の原因で負傷した場合において、所定の医療期間満了後に元の業務に従事することができず、また雇用主が別途手配した業務に従事することもできない」という状況、及び第2項に規定する「業務に堪えることができない」という状況が存在しない場合は、労働者と雇用主が連続して2度の固定期間労働契約を締結した後、労働者が雇用主に無固定期間労働契約の締結を提起することは、法定条件に適合する。

したがって、本ケースにおいては、C氏は無固定期間労働契約の更新要件を満たし、また一方的な選択権を有しているため、A社には更新を拒否する権利はない。

4. 事件の裁判結果

裁判所はC氏の要求を支持し、A社はC氏と無期限労働契約を締結した。

5. 今後の留意点

労働者と雇用主が連続して2度の固定期間労働契約を締結し、3度目の労働契約締結時に、雇用主が締結を拒否し労働契約の終了を選択する権利があるか否かについて、実務上では異なる理解と裁定ルールが存在する可能性がある。

- (1) 広東省、浙江省、北京市、山東省等の多数の裁判所は、2度の固定期間労働契約満了後、雇用主が一方的に労働関係を終了する権利はないとし、労働契約を更新するか否かについての選択権はないと判断している。
- (2) 上海地区では、これまでの判例で、労働者が2度目の固定期間労働契約の期限が切れた際に無固定期間労働契約の締結を申し出た場合、雇用主は契約を更新するか否かについての一時的な選択権を有し、労働者と無固定期間労働契約を締結しなければならないわけではないという意見が多く見られていた。

2025年初頭に上海市高級人民裁判所民事裁判廷が発表した『労働紛争法律適用の疑問・難解問題の検討観点抜粋』の問題5の中で、この問題に対する観点に変化があり、多数意見では、雇用主が労働者と連続して2度以上の固定期間労働契約を締結し、最後の労働契約満了後に労働者が無固定期間労働契約の締結を申し出た場合、雇用主は無固定期間労働契約を締結しなければならず、雇用主には労働関係を一方的に終了する権利がないとした。